

(一社)富山県建設業協会長 殿

富山県土木部長

## 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するためには、建設業者の社会保険等への加入の原資となる法定福利費が工事ごとの請負代金の中で確保され、適正に支払われるようにする必要があります。

そのため、県では令和4年8月15日以降、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただくこととしましたので、お知らせします。

なお、富山県土木部においては、提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認について、別添のとおり対応することとしましたので、参考までにお知らせします。

### 記

#### 1 対象工事

富山県土木部が発注する全ての工事

#### 2 請負代金内訳書の内容

(1) 請負代金内訳書には、工事番号、受注者名、工事価格及び工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載する。

※様式は任意とする。なお、入札時に提出する「工事費内訳書」に法定福利費を追記したもので作成することもできる（参考様式参照）。

(2) 法定福利費の算出にあたっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で算出すること。

#### 3 提出方法

工事請負契約締結後7日以内に監督員に提出する。なお、請負代金内訳書は押印不要とし、メールで提出（紙提出も可能）とする。

#### 4 適用

令和4年8月15日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から適用する。

(事務担当)

建設技術企画課 企画調整係  
管 理 課 入札・契約係

工事番号 ○○○○○○○○

(参考様式)

受注者 (株)○○建設

請負代金内訳書

工事区分 (レベル1) 工種 (レベル2)	金額 (円)	備考
道路改良	○○,○○○,○○○	
擁壁工	○,○○○,○○○	
カルバート工	○,○○○,○○○	
排水構造物工	○,○○○,○○○	
構造物撤去工	○,○○○,○○○	
舗装	○○,○○○,○○○	
舗装工	○,○○○,○○○	
防護柵工	○,○○○,○○○	
仮設工	○○○,○○○	
直接工事費	○○,○○○,○○○	
共通仮設費計	○,○○○,○○○	
純工事費	○,○○○,○○○	
現場管理費	○,○○○,○○○	
工事原価	○○,○○○,○○○	
一般管理費等	○,○○○,○○○	
工事価格	○○,○○○,○○○	
消費税相当額	○○○,○○○	
工事費	○○,○○○,○○○	

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

○○○,○○○ 円

(別添)

建技第 103号  
管第 45号  
令和4年6月15日

部内各課長  
部内各出先機関の長 殿

土木部長

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

このことについて、令和3年12月1日付けで総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、富山県が発注する土木工事における法定福利費の確認について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 対象工事

富山県土木部が発注する全ての工事

2 受注者による請負代金内訳書の提出

- (1) 受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負契約締結後7日以内に監督員に提出する。なお、請負代金内訳書は押印不要とし、メールでの提出（紙提出も可能）とする。
- (2) 請負代金内訳書には、工事番号、受注者名、工事価格及び工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載する。
- (3) 法定福利費の算出にあたっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で算出すること。

3 発注者による法定福利費の確認等

- (1) 発注者は、予定価格に別紙1の工種に応じた割合を乗じて、法定福利費概算額を算出する。
- (2) 受注者から提出された請負代金内訳書の法定福利費が、法定福利費概算額の1/2未満である場合、受注者に対して次の確認を行う。
  - ア 計算間違いや桁のずれ等、人為的過誤がないこと。
  - イ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で行っていること。

ウ 下請け契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請負業者分の法定福利費を含めていること。

(3) 上記(2)の確認を経ても(1)で算出した法定福利費概算額の1/2以上の乖離幅がある場合に、受注者に対して次の確認を行う。

ア 下請企業から提出された見積り等を活用し、法定福利費を算出している場合は、各下請企業の請負工事に対する見積書等の根拠資料の提示による説明を求める。

イ 労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合、法定福利費額の算出に用いた労務費額(工事価格に労務費率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率)及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

ウ 工事価格に法定福利費率(工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合)を乗じて算出している場合、法定福利費額の算出に用いた法定福利費率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

(4) 上記(3)の算出根拠の確認を経てもなお、(1)で算出した法定福利費概算額の1/2以上の乖離幅がある場合、発注者から建設技術企画課企画調整係あてに、法定福利費概算額が乖離している事案を報告する。

#### 4 特記仕様書への明示例

発注者は、特記仕様書に次のとおり明示する。

第〇〇条 請負代金内訳書の提出について

受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負契約締結後7日以内に発注者に提出すること。

#### 5 適用

令和4年8月15日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から適用する。

事務担当： 建設技術企画課企画調整係  
管理課入札契約係

## ■法定福利費の割合（R4）

## 土木工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
海岸工事	3.41
道路改良工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
PC橋工事	3.83
舗装工事	3.89
砂防・地すべり等工事	4.10
公園工事	4.10
電線共同溝工事	4.31
情報ボックス工事	4.07
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
河川維持工事	6.40
共同溝工事（1）	4.31
共同溝工事（2）	3.01
トンネル工事	4.58
コンクリートダム工事	4.16
フィルダム工事	2.29
下水道工事（1）	4.03
下水道工事（2）	4.40
下水道工事（3）	3.83
下水道工事（4）	3.49
港湾浚渫工事	3.45
港湾構造物工事	2.60
港湾海岸工事	3.41

## 機械・電気通信工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
機械設備工事	1.49
電気通信設備工事	3.86

## 営繕工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
営繕工事（昇降機設備 工事を除く）	5.00
昇降機設備工事	2.00

工事番号 ○○○○○○○○

(参考様式)

受注者 (株)○○建設

請負代金内訳書

工事区分 (レベル1) 工種 (レベル2)	金額 (円)	備考
道路改良	○○,○○○,○○○	
擁壁工	○,○○○,○○○	
カルバート工	○,○○○,○○○	
排水構造物工	○,○○○,○○○	
構造物撤去工	○,○○○,○○○	
舗装	○○,○○○,○○○	
舗装工	○,○○○,○○○	
防護柵工	○,○○○,○○○	
仮設工	○○○,○○○	
直接工事費	○○,○○○,○○○	
共通仮設費計	○,○○○,○○○	
純工事費	○,○○○,○○○	
現場管理費	○,○○○,○○○	
工事原価	○○,○○○,○○○	
一般管理費等	○,○○○,○○○	
工事価格	○○,○○○,○○○	
消費税相当額	○○○,○○○	
工事費	○○,○○○,○○○	

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

○○○,○○○ 円